

自立支援医療 精神通院医療



診断書等の諸証明申込みは
⑧番文書受付窓口で手続きください



島根大学医学部附属病院
地域医療連携センター

精神通院医療

この制度は精神障害を持ち、継続的に入院によらない精神医療（通院医療）を受ける方が、公費によって医療費の補助を受けることができる制度です
原則1割となります

診察、精神科デイケア、訪問看護も対象となります

【対象者】

統合失調症、躁うつ病、てんかん、認知症、薬物依存症または精神医療に3年以上の経験を有する医師が必要と判断した方

【所得に応じた自己負担限度額】

一定所得以下			中間的な所得		一定所得以上
「生保」	「低1」	「低2」	「中間1」	「中間2」	「一定以上」
0円	2,500円	5,000円	医療保険の 自己負担限度額		公費負担対象外 (医療保険の自己負担限度額)
			重 度 か つ 継 続		
			5,000円	10,000円	20,000円

●「重度かつ継続」の対象範囲

- ・ 自立支援医療診断書や重度継続に関わる意見書をもとに疾病、症状等から重度かつ継続に該当すると判断された方
- ・ 医療保険の高額療養費で多数該当の方

【手続方法】

個人番号及び申請される方の身元が確認できる書類が必要となる場合があります

窓口	お住まいの市町村窓口
申請書類	☐ 自立支援医療診断書 ☐ 申請書 ☐ 保険証 ☐ 同意書 ☐ 印鑑 ☐ 所得税額を証明するもの（必要な方のみ） ☐ 通帳（市の助成があれば必要）

※主治医に必ず相談し、精神通院医療の該当になるか確認してください

※市町村により、自己負担額の半額を助成する制度があります

※継続申請は1年ごとに必要、診断書提出は2年に1回です



当院でのご相談やお問い合わせは、
地域医療連携センターでお受けしております。

島根大学医学部附属病院
地域医療連携センター
電話：0853-20-2193